

平成28年陸別町議会第3回臨時会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成28年11月22日	午前10時00分	議長	宮川	寛
	閉会	平成28年11月22日	午前11時04分	議長	宮川	寛
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	中村佳代子	○	8	宮川寛	○
欠席 1人	2	久保広幸	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	3	多胡裕司	○			
	4	本田学	○			
	5	山本厚一	○			
	6	渡辺三義	○			
	7	谷郁司	▲			
会議録署名議員	多胡裕司		本田学			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田功			主任主査 吉田利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町長	野尻秀隆				
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木敏治		総務課長	早坂政志	
	診療所事務長	丹野景広		総務課主幹	空井猛壽	
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名						
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第70号	財産の取得について
4	議案第71号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
5	議案第72号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第73号	平成28年度陸別町一般会計補正予算（第7号）
7	議案第74号	平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）
8	議案第75号	平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
9	議案第76号	平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成28年陸別町議会第3回臨時会を開会します。

谷議員より、陸別町議会会議規則第2条第2項の規定に基づく届出書の提出があり、本日の会議は欠席となります。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 11月14日、第2回臨時会以降、本日までの行政報告は、お手元に配付しております書面のおりであります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番多胡議員、4番本田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期についての協議をしておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕平成28年陸別町議会第3回臨時会の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告をいたします。

今臨時会に町長から提出された議案は、財産の取得について1件、職員及び特別職の給与に関する条例の一部改正2件、各会計補正予算4件の、合わせて7件であります。

配付のありました議案の内容を総合的に勘案し、協議の結果、今臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定をいたしました。

次に、一括議題についてであります。議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第72号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2件は、提案理由が関連するため、提案理由の説明から質疑までを一括して行い、討論、採決については議案ごとに行うことにしました。

また、議案第73号から議案第76号までの各会計補正予算4件につきましては、提案理由の説明を一括することとし、質疑、討論、採決は議案ごとに行うことにしましたので、御了承をお願いいたします。

以上のおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解、御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（宮川 寛君）お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君）異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第70号財産の取得について

○議長（宮川 寛君）日程第3 議案第70号財産の取得についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕議案第70号財産の取得についてですが、平成28年1月16日執行の入札にかかわる落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めます。

内容につきましては、副町長から御説明申し上げますので、御審議のほどをよろしくお

願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第70号について御説明を申し上げます。

財産の取得についてですが、次により財産を取得するものとする。

入札に当たりましては、町外業者3者を指名して入札を執行しております。

記。

1、財産の区分、医療機器購入（マルチスライスCT装置）。

2、財産の規格・数量、日立製作所製、Supria GRANDE型、1台。

3、財産取得予定価格、一金3,477万6,000円なり。

4、財産取得の相手方、帯広市西11条北4丁目1番6号、株式会社ほくやく帯広支店、支店長中村隆俊であります。

落札率につきましては、99.4%。

納期につきましては、議会の議決をいただきましたならば、その後、本契約を締結しまして、来年の3月31日までの納期となります。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますけれども、説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、若干質問させていただきます。

この医療機器、CT装置、これを導入するということなのですが、これを、仮に悪いときに診てもらふときの保険の適用、それと適用外、そのときの料金というのはどういう体系になっているのか。

また、今回ちょっと、人間ドックを町内で受けようかなと思っているわけなのですが、その間も適用の除外、対象外ということで、通常の間ドックよりは恐らく高い料金かなと思われるのですが、そこで、町として、こういう機械を導入するに当たって、どういう形でこれを使っていくのか。例えば国保制度の、再来年度から始まりますよね、全道一元化ということで。これは、やはり副町長の説明にもありますように、健康な町民にということが大前提だと僕は思うわけなのですが、町にこういうせつかくいい機械が入ったわけですから、これを町民の皆さんに多く使っていただくと。そういう料金の体系ですか、そういうところをやっぱり町なりに助成をして、より多くの人に使っていただくのが私は一番いいのではないかなと思うのです。保険適用外であって、高額の料金でというのであれば、町が助成を入れて、多くの町民の皆さんにやはり、こういうせつかくいい機械が入るわけですから、きちっとした形でやはり皆さんに、悪いところはない

ですかと、一回これで診てみませんかということをするのが、私はやはり町の役目かなと思われるのですけれども、そういうことについてはいかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 丹野診療所事務長。

○診療所事務長（丹野景広君） ただいまの質問の部分で、保険の適用、適用外ということでありませけれども、御存じのとおりだと思いますが、診断の結果、C Tの検診が必要だということになれば保険の適用になりますが、希望ということになりますと、またその適用外になろうかと思えます。

それから、料金につきましては、今のところちょっと、私のほうは資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御回答とさせていただきたいと思いますが、今後の展開につきまして、料金、助成云々につきましては、理事者のほうから回答となりますけれども、今の機械と、これから新しくなる機械では、格段に精度が変わってきますということがありますので、できる限り多くの皆さんに使っていただきたいということでありませけれども、この運用につきましては、まだこれから、さらに検討が必要かというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 貴重な御意見というふうに伺っておりました。

健康第一ということですから、そういう早目の疾病防止対策ですとか、そういった部分でいきますと、相手もあることですから、今後、御意見を踏まえながら内部協議をしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、質疑は終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第70号財産の取得についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例

◎日程第5 議案第72号特別職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第72号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

ただし、質疑も一括することとし、討論、採決は議案ごとに行いますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、平成28年8月8日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第72号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第71号及び第72号、2件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、私のほうから議案第71号及び議案第72号の2件について、説明をさせていただきます。

まず、改正内容等につきましては、議案説明書により説明をいたしますので、議案説明資料のナンバー1-1をごらんいただきたいと思います。

まず、本年8月8日に出されました人事院勧告の概要についてを説明いたします。

一つ目は、行政職俸給表（一）及びその他の俸給表の改定であります。給料表を平均で0.2%引き上げ、平成28年4月1日から適用するという内容であります。

二つ目は、勤勉手当の改正です。勤勉手当は、0.1月分を引き上げるという内容であります。6月期と12月期をそれぞれ0.05月分引き上げまして、トータルで1.6カ月分から1.7カ月分とするものであります。これによりまして、期末手当と勤勉手当の合計は、4.2月から4.3月と0.1月分が引き上げられます。

三つ目が、扶養手当の改正であります。配偶者については、6,500円に見直しをし、子は1万円に額を引き上げることとしまして、平成29年4月1日から段階的に実施するという内容であります。

これを踏まえまして、町としましては、一般職員の給与及び特別職の職員の給与に係る

改正を行おうとするものです。

なお、本件につきましては、陸別町職員組合との協議を経まして、11月16日に合意を得ましたので、今回、提案するものであります。

続きまして、資料1-1、2番目の条例改正内容についてを説明いたします。

第1条としまして、勤勉手当を0.1月引き上げるという内容で、平成28年度は、6月期は0.8月分とし、12月期で0.8月分を0.9月分に引き上げ、合計で1.6月から1.7月に0.1月分を引き上げ、平成28年12月1日から施行しようとするものであります。給料表(一)から(三)につきましても、人事院勧告のとおり、給料表を平均で0.2%引き上げ、平成28年4月1日から適用するという内容です。

次に、資料ナンバー1-2をごらんください。

こちらは第2条となりますが、まず、勤勉手当につきましては、第1条で改正する月数を、平成29年度以降は6月期を0.8月から0.85月、12月期を0.9月から0.85月と、6月期と12月期の月数を同じにするための配分の改正で、平成29年4月1日から施行しようとする内容となります。

扶養手当につきましては、平成29年4月1日から段階的に実施するというもので、配偶者は、現行の1万3,000円を平成29年度に1万円、平成30年度以降は6,500円に見直しをします。子につきましては、現行の6,500円を平成29年度に8,000円、平成30年度以降は1万円としまして、その他につきましては現行6,500円に変更はありません。

なお、括弧内は、職員に配偶者がいない場合の扶養家族のうち1人についての金額について、子については、現行で1万1,000円を平成29年度に1万円、平成30年度以降についてはこの措置がなくなりまして、全て1万円に統一するというものです。

その他につきましても同様に、現行の1万1,000円を平成29年度には9,000円、平成30年度以降は全て6,500円に統一するという内容であります。

続きまして、資料ナンバー2-1からの新旧対照表をごらんください。

左が新しい条例で、右側が旧の条例であります。改正箇所には下線を引いてありますので、ごらんをいただきたいと思っております。

資料ナンバー2-1の第1条関係は、先ほど説明しました平成28年12月1日から施行しようとする職員の給与に関する条例の第16条第2項におきまして、勤勉手当の支給月数「100分の80」を「100分の90」に改正しようとするものであります。

資料ナンバー2-2から、こちらが第2条関係となります。こちらにつきましては、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

扶養手当の第7条第2項の第2号で、子及び孫としていたところを第3号から5号を順次繰り上げしまして、第2号を子のみとし、第3号に孫についてを加えるというものです。

第3項は、資料1-2で説明しました改正額に変更するもので、配偶者とその他の区分

は1人6,500円、子は1人1万円にするものであります。また、括弧書きの配偶者がいない場合の規定はなくなるため、削除します。

第8条第1項は、届け出に関する規定ですが、「一に該当する」は「いずれかに掲げる」に文言整理をし、括弧書きの配偶者がいない場合の規定がなくなるため、削除いたします。

資料ナンバー2-3をごらんください。

第3号、第4号も、同様の理由で削除となります。

戻りまして、第2号につきましては、第7条第2項の改正による変更と、扶養親族としての部分につきまして文言整理を行っております。

第8条第2項につきましては「、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じ多場合においては」は「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」と改めます。

第8条第3項につきましては、扶養手当の支給額を改定する場合について、職員が配偶者のない場合の規定が削除されますことから、第1号から3号として整理したものであります。また、「これらの」を「その」とし、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」と改めるものであります。

下から2行目の括弧書きにつきましては、配偶者のないものの規定でありますので、先ほど同様、削除するものであります。

資料ナンバー2-4をごらんください。

こちらは、勤勉手当になります。第16条第2項では、資料ナンバー1-2で説明しましたとおり、「100分の90」を「100分の85」に改めるというものであります。

それでは、議案書2ページをごらんください。

議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

条文の内容につきましては、ただいま説明したとおりでありますので、説明を省略させていただきますが、給料表につきましては、別表第1から別表第3までを議案書の3ページから11ページにわたり掲載をしておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

それでは、議案書の12ページをお開きください。

議案書12ページの一番下になります。附則についてを読み上げさせていただきたいと思っております。

附則。

施行期日等。

第1条、この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第2項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

なお、第16条第2項につきましては、勤勉手当の額に関する規定であります。

給与の内払。

第2条、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年陸別町条例第2号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第2項から第7項までの規定に基づいて支給された給与を含む。）は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第2項から第7項までの規定による給与を含む。）の内払とみなす。

この平成28年陸別町条例第2号につきましては、本年3月9日に議決をいただきました条例であります。

扶養手当に関する特例。

第3条、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第7条第3項及び第8条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは、「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に掲げる場合を除く。）（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に掲げる場合を除く。）」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは、「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配

偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

規則への委任。

第4条、前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるといふのであります。

それでは、続きまして、議案第72号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明を行います。

条文の内容につきましては、第1条で、今年度、平成28年度の期末手当、第2条で平成29年4月1日より適用する期末手当についてを規定するというものであります。

議案説明書の資料ナンバー3をごらんください。

本案につきましては、特別職の町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数を一般職員の期末手当と勤勉手当を合わせた月数と同じ月数に改正しようとするものであります。

第1条をごらんください。

12月期の期末手当を2.175月から2.275月に0.1月分を引き上げ、平成28年12月1日から施行するというものであります。

続きまして、第2条をごらんください。

平成29年度以降は、6月期と12月期に0.05月分ずつ配分しまして、6月期を2.025月から2.075月、12月期を2.275月から2.225月に改正をしまして、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

それでは、議案書の15ページをごらんください。

議案第72号の内容につきましては、ただいま議案説明書により説明したとおりでありますので、附則のみを読み上げさせていただきます。

附則。

この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するであります。

以上で、議案第71号及び議案第72号の説明とさせていただきます。以降御質問によりお答えをいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第71号及び議案第72号の質疑を一括して行います。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、質問させていただきます。既に説明を受けておりますので、確認の意味で質問させていただきます。

この改正条例の施行期日ですが、これは、平成28年12月1日及び明年、来年の4月1日ということですが、附則第1条第2項、それから同第2条の規定を見ますと、勤勉手当の支給乗率を除いては、改正規定の適用を本年4月1日まで遡及させることになるのだろうと推察できるのですが、その場合、俸給の差額、それから、これは給料表を見ますと、最高で1,500円、それから最小で400円の範囲だろうと思うのですが、これを11月までの8カ月間、それから6月支給分の勤勉手当の差額、これを加えたものが追給の形で12月に支給されることになるのではないかと、そのように理解するのですが、まずこれはそういう考えでよろしいかということであります。

そして、その場合において、これは先ほどの説明で、3月の定例会の際にも質問させていただいておりますが、55歳以上の特定職員に対する経過措置、これも適用されるものと理解するわけでありまして。救済措置であります。適用されるのだろうと理解するわけでありまして、それでよろしいか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 附則に誤りがありましたので、後ほど差しかえさせていただくということによろしいでしょうか。

説明させていただきますけれども、実は、給料表については、4月1日にさかのぼりません。勤勉手当だけが12月1日からつきます。議案第71号、議案第72号ともそうですけれども。手当については12月分の改正ということなので、12月1日になりますけれども、給料関係は4月1日にさかのぼって差額支給ということになりますので、本来ですと、この条例は平成28年4月1日から適用し……（発言する者あり）

失礼しました。附則の第1条第2項で、給料表の関係も含めて、4月1日から適用したということになっていますから、先ほどの答弁は訂正させていただきます。給料表関係、つまり給料が上がった人も、6月分の期末手当関係も差額分の対象になってきますし、差額は4月から11月分までを12月に支給するということでもあります。勤勉手当は、0.1カ月分を12月分で支給すると。来年度につきましては、0.1上がった分を6月と1

2月にそれぞれ0.05月ずつ振りかえすると、そういう内容になります。したがって、扶養手当の経過措置も来年度からの適用というふうになります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） よろしいですか。（発言する者あり）

○副町長（佐々木敏治君） それと、55歳以上の関係は、従来どおりの考え方です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、さらにお伺いいたしますが、正規職員の分はこれで理解できるわけでありましたが、定数外職員の取り扱いにつきまして、実際、準職員と臨時的任用職員がどのように配分されているか、ちょっと把握していないのですが、準職員については正規職員に準ずるということでありますから、給与の差額以外は同じように取り扱われるだろうと思いますが、臨時的任用職員の期末一時金については新たな提案がないということで、現行のままということになるのだろうと思うのですが、これを正規職員に倣って調整することは想定されなかったのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 臨時的任用職員については、今回は適用除外にしています。つまり、従来の手当の月数は変えていないということと、算出根拠が日額賃金でやっていますので、算出根拠としては日額賃金で日数を掛けて月の賃金を出すということなので、年間2.4月ですか、それについては従来と変わらないで、今回は適用していないと。

今、準職員はございませんけれども、町の例規上は定数外職員規則というのがございまして、そこに準職員と臨時的任用職員の位置づけをしております。嘱託職員については、別途嘱託職員の規定がございまして、定数外職員の準職員の給料表を準用するという形にしておりますので、したがって、職員と同様に、嘱託職員については、月額賃金については準用すると、そういうふうになります。したがって、臨時的任用職員、あるいは嘱託職員についての期末一時金関係の月数については、変更はございません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今、変更がないということで、今回でどうこうしろということではないのですが、臨時的任用職員につきまして、100分の240ですか、これもやっぱりある程度根拠があって、これまで決められてきたのだろうと思うのです。したがって、正規職員が漸増というのですか、徐々に上がっていくに合わせて、どこかの時点では、検討はやっぱりすべきだろうと思うのですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 臨時的任用職員というのは地公法上の規定でございまして、6カ月更新、最大引き続いても1年という、引き続き1年以上は更新できないという地公法上の規定がございまして、制度として、臨時的任用職員は地公法上の適用で6カ月更新で、引き続き1年以上は雇用できないということになっておりますので、まずそこに職

員と期限つき臨時的任用職員の違いがあると。まずそのところを御理解いただきたいと思います。

そういった部分で、過去から職員と臨時的任用職員の違いという部分の中で、今の制度になっているということで、まず御理解をいただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑は終わります。

これから、議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第72号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第73号平成28年度陸別町一般会計補正予算
（第7号）

◎日程第7 議案第74号平成28年度陸別町国民健康保険直営
診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）

◎日程第8 議案第75号平成28年度陸別町簡易水道事業特別

会計補正予算（第2号）

◎日程第9 議案第76号平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第73号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第7号）から、日程第9 議案第76号平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）まで、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第73号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第7号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,536万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第74号平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,957万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第75号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億17万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第76号平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,169万1,000円とするものであります。

以上、議案第73号から議案第76号まで、4件を一括提案いたします。

内容については、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第73号から議案第76号まで、一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第73号でありますけれども、平成28年度陸別町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

まず、事項別明細書の説明に入る前に、今回の予算の計上について、考え方を説明させ

ていただきます。

今回の議案第73号から議案第76号までの特別会計を含めてですけれども、補正予算の内容につきましては、今、議決をいただきました一般職の給与条例、特別職の給与条例に関連する予算であります。一般職、それから特別職、一般職に準じた嘱託職員に係る人件費、あるいは賃金などの補正が内容になります。

まず内容としては、一般職ですが、給料表を4月1日から適用すると、そういったことですので、給料の改正に伴います6月分の期末手当の追加、あるいは時間外勤務手当につきましては、4月から10月までの実績と11月から3月までの見込み、それらを精査しての過不足額の予算の計上。それと、退職手当組合費、共済組合費の追加の補正。

なお、一部住居手当の補正もございしますが、これは職員の住宅変更に伴う手当の補正が内容になります。

それから、勤勉手当につきましては、12月1日が施行日ということですので、12月分の勤勉手当で0.1カ月分の増に伴う補正が内容であります。それから、特別職につきましては、12月分期末手当0.1カ月分の補正、合わせて一般会計、特別職3名、職員78名、嘱託職員4名、合わせて85名分の関連する予算の補正となります。その金額が総額で343万1,000円の内容となります。

それでは、歳出、事項別明細書、6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、個々については、金額を省略させていただきます。

まず、1款議会費1項議会費1目議会費ですが、補正予算は9万9,000円。これは、手当、共済費関係です。

それから、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額55万3,000円ですが、給料、手当、次のページの共済費関係。一般管理費については、特別職と一般管理費に係る一般職分であります。

12目銀河の森管理費、補正額8万4,000円です。これは、給料から手当、共済費の内訳となります。

それから、次のページ、2款総務費2項徴税费1目税務総務費、減額19万2,000円の補正ですが、給料、手当、共済費の補正がありますが、この中で手当、時間外勤務手当38万7,000円の減額が大きいものでございます。

それから、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費5万1,000円の補正であります。手当と共済費関係でございます。

2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費9万6,000円の補正であります。給料、手当、共済費の内訳となります。

次のページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費79万5,000円ですが、給料、手当、共済費、内訳はここに記載のとおりであります。

次のページ、3款民生費2項児童福祉費2目児童福祉施設費37万2,000円の補正ですが、これも給料、手当、共済費の追加の補正。

3項国民年金費1目国民年金事務取扱費、減額の32万1,000円の予算ですが、手当で32万9,000円の減額。次のページで共済費とありますが、時間外勤務手当の37万円の減額が主な内容です。

それから、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費74万5,000円の減額ですが、給料、手当、共済費とありますが、手当で84万7,000円の減額。中でも、時間外勤務手当で112万3,000円の減額が主な内容になります。

次のページ、4款衛生費3項水道費2目水道費28節繰出金ですが、簡易水道事業特別会計繰出金11万2,000円であります。

それから、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費5万3,000円の補正。手当、共済費となっております。

2目農業総務費25万9,000円の補正ですが、給料から手当、共済費の内訳となります。

それから、8目農畜産物加工研修センター管理費2万1,000円の補正ですが、給料、手当、共済費の内訳となっております。特に、給料1,000円の補正ですが、ほかの科目、細節がございませんので、何百円足りなくても1,000円の補正をしなければ流用ということになりますので、1,000円でも補正を計上させていただいております。

7款商工費1項商工費1目商工総務費12万8,000円の補正ですが、給料、手当、共済費の内訳。

それから、3目観光費、共済費1,000円、これも先ほどの給料と同様に、ほかの細節がございませんので、何百円不足しても1,000円の補正をしないと流用ということになりますので、補正をしております。それから、賃金で2万3,000円、これは観光推進専門員賃金で、嘱託職員1名分の賃金2万3,000円です。

それから、次のページ、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費98万5,000円の補正ですが、給料、手当、共済費の内訳であります。

それから、5項下水道費1目下水道費28節繰出金13万円、これは公共下水道事業特別会計への繰出金となります。

次のページ、10款教育費1項教育総務費2目事務局費84万7,000円の補正ですが、給料、手当、共済費となっております。事務局費には、教育長1名分の人件費、期末手当も入っております。

それから、次のページ、10款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費、賃金ですが、これは嘱託職員1名分の賃金。

同じく5項保健体育費5目学校給食費5万9,000円の補正ですが、共済費、賃金、嘱託職員2名分の予算の補正であります。

給与費明細書が19ページから21ページにございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上で、歳出を終わりました、歳入、5ページをお開きください。

1、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、今回の補正に伴う財源を普通地方交付税で充当しております。343万1,000円、補正後の地方交付税の予算額は22億6,251万1,000円でありまして、内訳としては、普通交付税が20億8,251万1,000円、特別交付税が1億8,000万円であります。現在、9,305万1,000円ほど予算を留保しております。

以上で、議案第73号を終わりました、次に、議案第74号の説明に移ります。

議案第74号平成28年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

直営会計職員16名分の給与改正に係る補正予算195万円の補正となります。

それでは、事項別明細書5ページをお開きください。

歳出であります。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費195万円の補正でありまして、給料、手当、共済費の内訳となります。給与費明細書は、6ページ、7ページにございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上で、歳出を終わりました、歳入、4ページに移ります。

1、歳入。

6款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金195万円であります。前年度繰越金の確定額は2,092万7,005円でありますので、補正後の額431万9,000円を控除しますと、現在、1,660万8,005円を留保していることとなります。

以上で、議案第74号の説明を終わりました、次に、議案第75号の説明に移ります。

議案第75号平成28年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

簡易水道事業特別会計職員1名分の給与改正に係る補正でして、補正額は11万2,000円あります。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費11万2,000円の補正。職員手当、共済費の内訳となっております。給与費明細書は、6ページから7ページにございますので、

後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページに移ります。

1、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、財政対策分で11万2,000円の補正であります。

以上で、議案第75号の説明を終わり、次に、議案第76号の説明に移ります。

議案第76号平成28年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

公共下水道事業特別会計職員1名分の給与改正に係る補正13万円であります。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、給料1,000円、手当、共済費の内訳で、補正額が13万円あります。

なお、給与費明細書は、6ページ、7ページにありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

次に、歳入に移ります。

歳入、4ページです。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、財政対策分13万円あります。

以上で、議案第73号から議案第76号までの説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第73号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから18ページまでを参照してください。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第73号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第7号）を採決しま

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第74号平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第74号平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第75号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第75号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第76号平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第76号平成28年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(宮川 寛君) これで、本日の日程は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年陸別町議会第3回臨時会を閉会します。

閉会 午前11時04分